

電気契約種別規程（低圧）

2025年12月1日実施

室蘭ガス株式会社

目次

1. 適用	1
2. 契約規程の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 電気契約種別の決定	1
5. 電気契約種別及び料金表	1
6. 協議事項	8
付則.....	8
契約規程の実施期日	8
別表.....	9
別表1 契約負荷設備の総容量の算定	10
別表2 負荷設備の入力換算容量	10
別表3 契約容量及び契約電力の算定方法.....	13

1. 適用

この電気契約種別規程（以下「契約規程」といいます。）は室蘭ガス株式会社（以下「当社」といいます。）の電力需給契約約款（低圧）（以下「電力約款」といいます。）に基づき、電気を小売供給する際の料金その他の供給条件を定めたものです。

2. 契約規程の変更

当社がこの契約規程の変更を必要と判断した場合、この契約規程を変更することがあります。この場合における料金その他の供給条件は、変更後の電気契約種別規程によります。なお、契約規程の変更に関する手続きは電力約款に準じます。

3. 用語の定義

電力約款に定義されている用語は契約規程においても同様の定義で使用します。

4. 電気契約種別の決定

電力約款に基づきお客さまと当社が電力需給契約を締結する際には、5（電気契約種別及び料金表）のⅠからⅤに記載の契約種別のうち、いずれの契約種別を適用するかあらかじめ定めるものとします。

5. 電気契約種別及び料金表

Ⅰ. むろでん得得プラス（従量電灯B）

（1）適用範囲

次の全ての条件を満たす場合に、適用いたします。

- ① 電灯又は小型機器を使用する需要で、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- ② 電力約款の9（需要場所）において、当社のガスを熱源としてガス機器を使用している、もしくは当社のガスを一次エネルギーとして熱を発生させ、その際に発生する熱エネルギーにより給湯又は空調を行っていること。なお、この場合ガス又は熱エネルギーと電気の利用者は同一利用者もしくは同一会計主体であること。

（2）供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとしま

す。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相２線式標準電圧２００ボルト又は交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

(３) 契約電流

- ① 契約電流は、１０アンペア、１５アンペア、２０アンペア、３０アンペア、４０アンペア、５０アンペア又は６０アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
- ② 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(４) 料金表（消費税相当額を含みます。）

① 基本料金

基本料金は、１か月につき次のとおりとします。

契約電流１０アンペア	４１８.００円
契約電流１５アンペア	６２７.００円
契約電流２０アンペア	８３６.００円
契約電流３０アンペア	１,２５４.００円
契約電流４０アンペア	１,６７２.００円
契約電流５０アンペア	２,０９０.００円
契約電流６０アンペア	２,５０８.００円

② 電力量料金

電力量料金は、１か月の使用電力量によって算定します。

最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	３４.２７円
１２０キロワット時を超え２８０キロワット時までの１キロワット時につき	４０.３１円
２８０キロワット時を超える１キロワット時につき	４３.８８円

Ⅱ．むろでん得得プラス（従量電灯Ｃ）

(１) 適用範囲

次の全ての条件を満たす場合に、適用いたします。

- ① 電灯又は小型機器を使用する場合で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ② 電力約款の9（需要場所）において、当社のガスを熱源としてガス機器を使用している、もしくは当社のガスを一次エネルギーとして熱を発生させ、その際に発生する熱エネルギーにより給湯又は空調を行っていること。なお、この場合ガス又は熱エネルギーと電気の利用者は同一利用者もしくは同一会計主体であること。

（2）供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は当社の供給設備の都合でやむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

（3）契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（4）契約容量

- ① 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表1（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- ② お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3（契約容量及び契約電力の算定方法）により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

（5）料金表（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	418.00円
-------------------	---------

② 電力量料金

電力量料金は、1 か月の使用電力量によって算定します。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	34.27円
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	39.47円
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	42.06円

Ⅲ. むろでん得得（従量電灯B）

（1）適用範囲

電灯又は小型機器を使用する需要で、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用します。

（2）供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

（3）契約電流

- ① 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
- ② 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

（4）料金表（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

基本料金は、1 か月につき次のとおりとします。

契約電流 10 アンペア	4 1 8.0 0 円
契約電流 15 アンペア	6 2 7.0 0 円
契約電流 20 アンペア	8 3 6.0 0 円
契約電流 30 アンペア	1, 2 5 4.0 0 円
契約電流 40 アンペア	1, 6 7 2.0 0 円
契約電流 50 アンペア	2, 0 9 0.0 0 円
契約電流 60 アンペア	2, 5 0 8.0 0 円

② 電力量料金

電力量料金は、1 か月の使用電力量によって算定します。

最初の 1 2 0 キロワット時までの 1 キロワット 時につき	3 4.6 2 円
1 2 0 キロワット時を超え 2 8 0 キロワット時 までの 1 キロワット時につき	4 0.7 2 円
2 8 0 キロワット時を超える 1 キロワット時に つき	4 4.3 3 円

IV. むろでん得得（従量電灯 C）

（1）適用範囲

電灯又は小型機器を使用する場合で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満のものに適用します。

（2）供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は当社の供給設備の都合でやむを得ない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

（3）契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（4）契約容量

- ① 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表 2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 1（契約負荷設備の総容量の算定）に

よって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- ② お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3（契約容量及び契約電力の算定方法）により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

（5）料金表（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	418.00円
-------------------	---------

② 電力量料金

電力量料金は、1か月の使用電力量によって算定します。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	34.62円
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	39.89円
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	42.51円

V. むろでん得得（低圧電力）

（1）適用範囲

動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用します。

（2）供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

- ① 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表2〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとします。）についてそれぞれ次のa)の係数を乗じて得た値の合計にb)の係数を乗じて得た値とします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表3（契約容量及び契約電力の算定方法）に準じて算定し、b)の係数を乗じないものとします。

a) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

b) a) によって得た値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

- ② お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3（契約容量及び契約電力の算定方法）により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

(5) 料金表（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とします。

契約電力1キロワットにつき	1,073.92円
---------------	-----------

② 電力量料金

電力量料金は、1か月の使用電力量によって算定します。

1 キロワット時につき	3 2 . 4 2 円
-------------	-------------

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯又は小型機器を使用することはできません。

6. 協議事項

契約規程に定めのない事項は電力約款による他、お客さまと当社との協議によって定めます。

付則

契約規程の実施期日

この契約規程は、2025年12月1日から実施します。ただし、本契約規程に基づく料金算定の方法は、2025年12月分の料金から適用するものとします。

別表

別表 1 契約負荷設備の総容量の算定

差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

① 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

② 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

a) 住宅、アパート、寮、病院、学校、寺院及びこれに準ずるもの。

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

b) a) 以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

③ 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

別表 2 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の①、②、③及び④によります。

① けい光灯

	換 算 容 量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200 パーセント	

② ネオン管灯

2 次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140

15,000	180	350	180
--------	-----	-----	-----

③ スリムラインランプ

管の長さ(ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
999 以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

④ 水銀灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

① 単相誘導電動機

a) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕)は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

b) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力(ワット)× 133.0 パーセント
45 〃	—	180	

65 //	—	230	
100 //	250	350	
200 //	400	550	
400 //	600	850	
550 //	900	1,200	
750 //	1,000	1,400	

② 3相誘導電動機

換算容量(入力〔キロワット〕)
出力(馬力)×93.3パーセント
出力(キロワット)×125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型及び移動型を含みます。)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流(短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30 " 50 "	2
		50 " 100 "	3
		100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7.5
		500 " 1,000 "	10
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13.5
	100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16

	125キロボルトピーク超過	500リアンペア以下	11
	150キロボルトピーク以下	500リアンペア超過 1,000リアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド //		2
	1.5 マイクロファラッド // 3マイクロファラッド //		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

- ① 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{最大定格 1 次入力(キロボルトアンペア)} \times 70 \text{ パーセント}$$
- ② ①以外の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{実測した 1 次入力(キロボルトアンペア)} \times 70 \text{ パーセント}$$

(5) その他

- ① (1)、(2)、(3) 及び (4) によることが不適当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- ② 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。
- ③ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

別表 3 契約容量及び契約電力の算定方法

5 (電気契約種別及び料金表) の契約容量又は契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100 パーセントといたします。) を乗じます。

- (1) 供給電気方式及び供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1,000$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。
- (2) 供給電気方式及び供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1/1,000$$